

月1回（または1回限り）算定可能な各種指導内容記載必要事項とカルテ記載例等について

項目・点数等	カルテ記載必要内容	カルテ記載例等
ウイルス疾患指導料 イ) 240点・初診日 でも算定可	①公衆衛生上の指導	患者が使用するものについては十分消毒を行うこと
	②院内感染、家庭内感染防止のための指導	他への感染防止に努めるとともに、患者を特別扱いしないこと
	備考 ①ABC肝炎ウイルス疾患場合は1回限り ②入院患者も算定対象	
特定薬剤治療管理料 (月1回470点・初 回月加算+280点、 4月目以降は235 点等)	①薬剤血中濃度検査結果	血中濃度からみて従前とおりの投薬を続けること
	②当該薬剤投与量の精密な管理	測定結果により投与量を増減することを支持 当面このままの内容で服薬を継続
	備考 月1回の血中濃度測定必要(点数に包括)	
悪性腫瘍特異物質 治療管理料 (月1回、一般検査 220点、精密検査1 項目360点、2項目 以上400点)	①腫瘍マーカー検査結果	〇〇ががんが他臓器に転移している恐れはない
	②検査結果に基づく計画的な治療 管理	当面検査結果に応じて〇〇療法を継続 前回検査結果より〇〇値に変更あり、療法の見直しを検討 他の〇〇検査を〇〇頃実施予定
	備考 ①検査料、採血料は包括 ②介護療養型病棟入院中患者も算定対象 ③精密検査初回月加算+150点	
てんかん指導料 (外傷性含む) (月1回250点)	治療計画に基づく療養上の指導	①食後30分以内には服薬すること。このまま効果を期待して服薬を継続すること ②運動前には血圧、脈拍測定を行ってから実施すること ③良質の蛋白質をとるため赤身の肉や魚類を摂取すること
	備考 算定可能な標榜科名⇒小児科(小児外科)、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科、心療内科	
難病外来指導管理料 (月1回250点)	①治療計画に基づき療養上の指導を行う	①1日10分以上は汗をかく程度まで散歩等の運動を行うこと
	②実際に主病を中心とした療養上必要な指導が行われていることが条件(治療がなくとも可)	②入浴については浴室を十分温めてから入浴をして、少なくとも20分以上は入浴時間に費やすこと ③余暇に趣味を持ち、家族との会話や趣味を楽しむこと
	備考 ①対象疾患は「特定疾患治療研修事業」と同一。受給者証の交付がなくとも対象となる ②対象疾患：パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)、ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、突発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ビュルガー病等	